

(公社)全国私立保育園連盟ホームページバナー広告掲載取扱基準

平成22年 4月 1日施行

(趣 旨)

第1条 この基準は、全私保連会員園及び全私保連の振興並びに自主財源の確保等を図るため、(公社)全国私立保育園連盟(以下「全私保連」という。)が管理・運用するホームページ「あおむし通信」に広告を掲載することに関し、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象となるバナー広告)

第2条 この取り扱い基準で定めるバナー広告とは、第5条で示す広告掲載枠内に掲示する企業等の広告とする。

(掲載できる広告の範囲)

第3条 掲載できる広告の範囲は、全私保連の信用及び品位を損なうことのないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとした上で、全私保連IT委員会にて、審査・決定されたものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (2) 特定の政治的及び宗教的活動に係るもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (4) 社会問題等について特定の立場で意見を述べる等の意見広告及び個人宣伝に係るもの
- (5) 広告にかかる活動等により、子どもの身体や心に危害が生じる恐れがあると考えられるもの
- (6) その他掲載する広告として妥当でないと認められるもの

(掲載順位)

第4条 掲載する広告の順位は、次の各号の順序とする。ただし、同順位のものから募集枠以上に申込みがあるときは、抽選により決定する。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 民間企業のうち公共的性格のある企業で、全私保連の運動に協力及び賛同できるもの
- (3) 前2号に規定するもの以外の民間企業で、全私保連の運動に協力及び賛同できるもの
- (4) その他広告を掲載する企業又は団体として妥当であると会長が認めるもの

(掲載位置)

第5条 広告掲載の位置は、全私保連が指定する位置とする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、原則として全私保連ホームページ「あおむし通信」に掲載し、随時行うものとする。

(申込み)

第7条 広告掲載希望者は、所定の広告掲載申込書(第1号様式)に広告原稿を添えて、会長に申し込むものとする。

(掲載の決定)

第8条 会長は、前条の申込みがあったときは、掲載の可否をIT委員会にて決議し、その結果、広告掲載決定通知書(第2号様式)又は広告非掲載決定通知書(第3号様式)により広告掲載希望者に通知するものとする。

(掲載料の納付及び経費の負担等)

第9条 広告掲載の決定を受けた広告掲載希望者(以下「広告主」という。)は、会長が指定する方法及び期日までに広告料を納付しなければならない。

2 広告の版下原稿は広告主の負担で作成し、会長が指定する方法及び期日までに提出するものとする。

(掲載の取消し)

第10条 会長は、広告の掲載決定後においても、次のいずれかに該当する場合は、掲載を取り消すことができる。

- (1)会長が指定する期日までに版下原稿が提出されないとき。
- (2)会長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (3)会長がホームページの更新又は運用に支障があると認めたとき。

(広告掲載料の返還)

第11条 広告掲載の決定後、広告主の責に帰さない理由により、広告掲載がなされなかった場合は、掲載料の一部又は全部を返還する。

2 バナー広告掲載期間内に、全私保連の都合でホームページを閉鎖した場合は、別表1のとおり掲載料を返還する。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、掲載された広告の内容等に関する全ての責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害していないこと又は権利処理が完了していることを会長に対して保証するものとする。
- 3 広告主は、第三者から広告に関連し損害賠償請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第13条 広告主は、広告掲載後、その責に帰すべき理由により、全私保連に損害を与えた場合は、それにより生じた損害を賠償するものとする。

(バナー広告の規格、掲載期間、掲載料等)

第14条 ホームページのバナー広告の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1)バナー広告の規格は、次の要件を満たすものとする。
 - ア 大きさは、全私保連が指定したものとする。
 - イ ファイル形式は、GIF形式で20キロバイト以内(アニメーションは不可とする。)
 - ウ 代替テキスト(ALT属性)は、企業、団体等の正式名称とする。
 - エ JIS規格を遵守し、アクセシビリティに配慮したものとする。
- (2)掲載位置及び掲載枠数は、全私保連が指定する位置及び枠数とする。
- (3)広告の掲載料は、別表2のとおりとする。

- (4) 広告主は、版下原稿作成前に必ず全私保連に協議した上で、会長が指定する日までに当該版下原稿を提出しなければならない。
- (5) 広告掲載期間は、1か月とする。ただし、全私保連ホームページ「あおむし通信」更新等に支障のない範囲内で、3か月又は6か月を掲載期間とすることができる。
- (6) 広告の掲載は、広告掲載希望1回につき、1枠を使用することを原則とする。

附 則

この基準は平成22年4月 1日から施行する。

この基準は平成26年9月18日から施行する。

別表1(第11条関係)

閉鎖した時間	返還する額
初 日 3時間以上24時間以内	1か月掲載料の3%
2日目 以降24時間毎	閉鎖日数×1か月掲載料の3%

別表2(第14条関係)

掲載するホームページ	階層	1か月掲載料	3か月掲載料	6か月掲載料
全私保連ホームページ 「あおむし通信」	トップページ	20,000円	55,000円	100,000円

(すべて税抜価格)